

調査票の記入要領早見表

1 物を取扱う場合は、製造、建設、機械据付けと修理の別、卸売と小売の別などをはっきり区別します。物を製造する場合は、製品名を原材料名・加工の仕方、用途がわかるようにします。

2 労働者によって調査期間が異なるときは、最も労働者の多い調査期間となります。

5 常用労働者には、ごく短期間しか勤めない臨時のアルバイト以外は、ほとんどの労働者が含まれます。

5(1) 今月から調査票を作成することになった事業所の場合は、調査期間の最初の日の前日の状況です。

5(2) 前月分では、給与の算定を受けなかったため、労働者数に計上しなかったが、今月から、その理由が解消したため、算定を受けることとなった者も含まれます。

5(3) 調査期間の末日付けで、退職又は別事業所に異動となった者、今月から給与の算定を受けなくなった者も含まれます。

5(5) 就業規則等であらかじめ定められている労働時間が、正社員、正規従業員よりも短い者の人数です。

常用労働者のうちパートタイム労働者に関する欄です。

9 調査期間中に、該当することがあったか把握する欄です。

5(4) の人数が翌月の調査票の 5(1) の欄に入ります。

4 この項目のみ、本社、本店、支店、営業所、工場（国内に限る）など、すべて含んだ企業全体の常用労働者数です。※他の項目は、企業全体ではなく、事業所の常用労働者が対象となりますので、ご注意ください。

様式第1号（第9条関係）
1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）
自動車部品（ブレーキパッド）製造
2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）
×月16日から○月15日まで
3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
20日
4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）
① 1,000人以上
② 300～999人
③ 100～299人
④ 30～99人
⑤ 5～29人
常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
政府統計
令和○年○月分
厚生労働省
都道府県番号 事業所・連番番号 産業分類番号 抽出率番号 ※事業所規模番号 企業規模番号
○○△△△□□□□□
※印欄は記入しないでください。

8 所得税その他を差し引く前の支払い総額（1,000円単位）です。
1,000円未満の端数は、四捨五入して記入します。

8(3) 「きまって支給する給与」に該当しない給与で、調査期間中に実際に支払われたものです。
次のものが該当します。
①賞与
②定昇・ベースアップの差額追給分
③あらかじめ算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えるもの、6か月ごとに支払う通勤手当など
④一時的・突発的な事由で、実際に労働者に支払われたもの

8(4)① 8(3)欄の「特別に支払われた給与」のうち、賞与に該当するものです。
8(4)② 定昇・ベースアップの差額追給分に当月分は含まれません。
8(4)④⑤ 賞与、定昇・ベースアップの差額追給分及び算定期間が3か月を超える通勤手当以外で、特別に支払われた給与に計上された手当の名称と金額です。

8(1) 給与規則、就業規則、労働協約等において、あらかじめ定められている算定方法によって算定される給与のことです。基本給・本俸の他に業績手当、職務手当、奨励加給、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、通勤手当なども含まれます。ただし、算定期間が3か月を超えるものは、特別に支払われた給与に含まれます。

8(2) 所定外労働時間の労働に対して算定する給与で、超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当などのことです。

10 事業内容の変更、大幅な労働者数の変動、賃金の改定、休日の変更、就業形態の変更など、前月分までと、特に違ったことがあれば、留意事項も含めて記入する欄です。その他、留意事項等があれば記入します。

（注）超過勤務手当、奨励加給などは1か月又はそれ以上遅れて算定されることがあります。その場合、労働が行われた月ではなく算定された月の給与としても差し支えありません。

		5 常用労働者数						6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額（税込み額です。）										
の性別		(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。 (有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	日	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらかでしたか。 (労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらかでしたか。 (残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらかでしたか。 (盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与・ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。							
		人	人	人	人	人			時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	①賞与 百万 千円							
男	1	70	5	8	67	3	1500	11880	1500	34208	計欄に記入してください。	85520	100087								
女	2	20	11	1	30	3	620	4840	310	10275		25688									
計	3	90	16	9	97		2120	16720	1810	44483		111208									
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。																					
うち、パートタイム労働者	4	5	2	0	6		120	720	12	1080	23	24463									
9 変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）																					
		1 定昇を実施した。	2 ② ベースアップを実施した。	3 就業短縮、一時休業を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休みを増やした。														
この調査票は、10日までに提出してください。 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。																					
10 備考（本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）																					
5(5) 1名パートタイム労働者から一般労働者に変更。賞与支給あり。																					
												記入担当者氏名 □△ ○×									
												調査票提出年月日 □年 △月 7日									

事業所の担当者氏名を記入します。